

定期積金規定（スーパー積金）

1.（契約の成立）

当金庫は、お客様から当金庫所定の定期積金（以下「この積金」といいます。）にかかる申込書の提出を受け、当金庫が証書又は通帳を交付するなどしてこれを承諾したときに、この積金にかかる契約が成立するものとします。

2.（掛金の払込み）

この積金は、証書又は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書又は通帳を提出してください。

3.（証券類の受入れ）

- （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- （2） 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書又は通帳の当該払込記載を取消したうえ、当店で返却します。

4.（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

5.（払込の遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べる、又は証書若しくは通帳記載の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

6.（給付補てん金等の計算）

- （1） この積金の給付補てん金は、証書又は通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- （2） 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書又は通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日）までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。
 - ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約及び第10条第4項及び第5項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。
 - ③ 前2号の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの
解約日における普通預金利率
 - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの
約定年利回り×60%（少数点第4位以下は切り捨てます。）

④ この計算の単位は100円とします。

(注) 旧北海信用金庫及び旧小樽信用金庫で契約した定期積金は、契約時の規定を適用します。

7. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を証書又は通帳記載の年利回りに準じて満期日に計算します。なお、本条及び前2条の年利回りは、金融情勢に応じて変更します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第10条第5項の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第5項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの積金の開設をお断りするものとします。

10. (解約等)

- (1) この積金を解約するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により、記名押印してこの証書又は通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約手続を行いません。
- (3) 前2項にかかわらず、この積金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が積金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意(遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が1人の場合は当該相続人の意思とします。)による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。
- (4) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、又は積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名(名称)、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② (削除) 第15条第1項に違反した場合
 - ③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、又は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお

支払ってください。

- ① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 積金契約者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 積金契約者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

1 1. (届出事項の変更、証書又は通帳の再発行等)

- (1) この証書又は通帳や印章を失ったとき又は印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出してください。
- (2) 前項の印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この証書若しくは通帳又は印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払い又は証書若しくは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書又は通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。なお、再発行手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

1 2. (印鑑照合等)

お引出票、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は有効な払戻しとし、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、積金契約者（個人のお客様）は、盗取された証書又は通帳を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、第14条により補てんを請求することができます。

1 3. (通知等)

届出のあった氏名(名称)、住所に宛てて当金庫が通知又は送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 4. (盗難証書又は盗難通帳を用いた解約による払戻し等)

以下の項目については、個人のお客様の場合に適用するものとします。

- (1) 盗取された証書又は通帳を用いて行われた不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額及びこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書又は通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、積金契約者から十分な説明が行われていること。
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実が確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる給付補填金等に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を第12条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること及び積金契約者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書又は通帳が盗取された日(証書又は通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書又は通帳を用いて行われた不正な解約による払戻しが行われた日)から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと。
 - B 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。
 - C 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - ② 証書又は通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して行われたこと。
- (5) 当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った

額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書又は通帳により不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

15. (譲渡・質入れの禁止)

- (1) この積金及び証書又は通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。届出印により記名押印した当金庫所定のお引当票及び証書又は通帳を通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當します。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく積金契約者の行為能力において制限がないと判断して行った払戻し等については、積金契約者及びその補助人、保佐人、後見人若しくはそれらの承継人は、取消を主張できないものとします。

18. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) この積金取引について訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)